

最終更新日：2025年7月2日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 社長執行役員 朝日 智司

問合せ先：総合企画部 06-6209-4500(代表)

<https://www.nissay.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

- ・当社は、相互会社であるため、コーポレートガバナンス・コードの適用対象ではありませんが、上記の基本的な考え方に基づき、相互会社に該当しないと考えられるものを除く全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1－4. 政策保有株式

更新

- ・当社は、純投資のほか、業務提携等による当社グループの成長機会の拡大および収益力の強化等を企図し、自己資本を活用した政策保有株式への投資を行います。
- ・政策保有株式については、取締役会にて個別銘柄の保有目的の適切性および業務提携等の効果を含めた総合収益をリスク量等を踏まえて具体的に精査し、保有の適否を検証しています。
この検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には売却を含めた対応を行います。
- ・政策保有株式に係る議決権の行使については、「政策保有株式議決権行使精査要領」に基づき、保有目的への適合性および純投資として保有する株式に係る社内基準である「議決権行使精査要領」に定められた精査基準への抵触有無を踏まえ個別議案の精査を行い、判断します。

(議決権行使精査要領)

https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/ssc/

- ・2025年3月末基準の検証結果は以下のとおりです。
 - 一 保有目的に関しては、業務提携等による当社グループの成長機会の拡大および収益力の強化を目的として保有することとしており、9割超の銘柄について保有目的に照らして適切であることを確認しました。保有に伴う便益に関しては、短期および長期の収益性を社内設定した基準と比較し、全ての銘柄について当基準を充足していることを確認しました。
 - 一 基準を充足しなかった銘柄については、適切なタイミングでの売却を検討します。

原則 1－7．関連当事者間の取引

- ・当社は、取締役と当社の利益相反取引および取締役の競業取引については、法令および社内規程に基づき、取締役会での承認および取締役会への報告を行っています。また、その他の役員と当社の利益相反取引およびその他の役員の競業取引については、社内規程に基づき、取引前および事後に報告を求めること等を通じて管理を行っています。
- ・また、当社は、お客様の利益の保護に万全を尽くすため、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備しており、その方針を当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/info/rieki.html>

原則 2－4．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

更新

補充原則 2－4 ①

- ・当社は「ダイバーシティ推進方針」を策定しており、多様な人材の雇用・育成に努めるとともに、多様性を尊重し一人ひとりがその意欲・能力を最大限に発揮できる組織風土づくりを進めています。
- ・2025年4月時点で、当社の管理職における、女性、外国人または中途採用者に該当する職員の比率は30.2%です。当社は「女性活躍推進に関する行動計画」を策定し、女性の経営参画を推進しているほか、各事業領域の発展に資する多様な人材の活躍を推進する観点から、年齢・性別・国籍といった枠組みに捉われない、能力重視での採用・登用を実施しており、今後も、管理職を含む人材の多様性の確保に向けた様々な取組を推進してまいります。
- ・職員の多様性確保に向けた人材育成・社内環境整備の方針・取組状況については、当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/jugyoin/torikumi/>

原則 2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

- ・当社は、企業年金について、人事企画部が、主計部・総合企画部との協議を定期的実施し、運用コンサルティングを委託している株式会社ニッセイ基礎研究所の専門的意見を踏まえ、客観的指標に基づく資産運用方針の決定・見直し、運用委託先の選定・モニタリング、運用実績の確認等を行うとともに、加入者・受給者等と当社との間に生じ得る利益相反を適切に管理することで、安定的な資産形成と年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しています（当社ホールセール部門・資産運用部門等から分離した意思決定プロセスを整備）。また、当社は規約型企業年金について、日本版スチュワードシップ・コードおよびアセットオーナー・プリンシプルの受入を表明し、運用委託先に対するモニタリングや対話を実施する等、アセットオーナーとして期待される機能の発揮に努めています。

原則 3－1．情報開示の充実

(i) 当社は、経営基本理念および中期経営計画等について、当社ホームページやディスクロージャー資料にて開示しています。

(経営基本理念)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/rinen/>

(中期経営計画)

<https://www.nissay.co.jp/news/2023/pdf/20240321.pdf>

(ii) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について、「コーポレートガバナンス基本方針」を策定しており、当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

(iii) 当社は、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

(iv) 当社は、取締役候補者を選定するに当たっての方針と手続および取締役の解任に当たっての方針と手続について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

(v) 当社は、個々の取締役候補者の選定に関する説明について、総代会議案書にて開示しています。なお、総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

補充原則 3－1 ③ **更新**

- ・当社は、国民生活の安定と向上に寄与することを経営基本理念に掲げる中、安心・安全で持続可能な社会の実現への貢献を通じた企業価値向上を目指し、当社グループのあらゆる事業活動において、サステナビリティ経営を推進しています。

- ・経営会議の諮問機関として、「サステナビリティ委員会」を設置しており、全社取組方針（グループ会社を含む）の策定や、サステナビリティ重要課題への取組状況の確認・高度化、社内外への理解浸透に向けた情報開示・取組等について、議論しています。

- ・また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）をはじめとする各種イニシアティブに署名・賛同し、当社ホームページにてこれらに基づく開示を行っています。その他の具体的な活動内容は、当社ホームページおよびディスクロージャー資料にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/>

原則 4－1．取締役の役割・責務(1)

補充原則 4－1 ①

- ・当社は、取締役および取締役会の任務について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

原則 4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

- ・当社は、「社外取締役の独立性判断基準」を策定しており、当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

原則 4－11．取締役会の実効性確保のための前提条件

補充原則 4－11①

- ・当社は、取締役会の構成に関する考え方について、取締役候補者を選定するに当たっての方針・手続とあわせて、「コーポレートガバナンス基本方針」にて、取締役候補者が有する経験、見識および視点等の組み合わせについて、総代会議案書にて、それぞれ開示しています。なお、「コーポレートガバナンス基本方針」および総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。
- (コーポレートガバナンス基本方針)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

(総代会議案書)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

補充原則 4－11②

- ・当社は、取締役の重要な兼職の状況について、事業報告書に記載しており、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

補充原則 4－11③ **更新**

- ・当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、取締役会等（取締役会ならびに後述する指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議）の実効性について分析・評価を行っています。

＜2023 年度の実効性評価結果を踏まえた対応状況＞

- －2023 年度の実効性評価結果を踏まえ、取締役会等のさらなる実効性向上に向けて優先的に取り組むべき主な課題として特定した各課題に対し、以下のとおり対応しています。

課題①：取締役会等のサクセッション・プランの実効的運用

- ・指名・報酬諮問委員会を中心に、取締役および執行役員につき、それぞれの職責を踏まえた“将来に向けて目指すべき体制・構成”、当該体制・構成の実現に向けた対応の方向性を審議
- ✓ 社外取締役にについて、より多様な視点からの監督・助言を得るべく、今後の候補者選定において優先的に検討すべき保有スキル（経験・見識等）や属性等を確認
- ✓ 執行役員兼務者を含む全社内取締役に、より全社最適・グループ経営の観点から取締役会での審議に参加する姿を実現すべく、原則として全社横断機能（例：経営企画、コンプライアンス・リスク管理等）を担当する執行役員から候補者を選定
- ✓ 執行役員については、環境変化の激化・グループ事業拡大の中でも迅速・果断な業務執行を推進し続ける姿を実現すべく、社長から、事業部門長相当である統括執行役員への権限委譲を実施

課題②：取締役会の職責および共有すべき価値観の明確化

- ・社外取締役会議および取締役会での議論を経て、相互会社である当社の取締役会が任務を果たすうえで今後も継承すべき文化および共有すべき価値観を明文化
- ※経営基本理念を土台に、長期的に目指す社会および企業像を実現すべく全社として経営計画の遂行等に取り組む中、取締役および取締役会の任務を遂行するうえでの指針として位置付け

課題③：取締役会等のアジェンダ・セッティングの高度化

- ・業務執行の取組状況について、経営計画に定める指標等との関係にとどまらず、当社が長期的に目指す企業像との関係を意識した取締役会報告を実施
- ・経営上の重要事項については、引き続き、社外取締役会議を活用して十分な議論の時間を確保

<2024 年度の実効性評価手法および結果>

ー2025 年 3 月～5 月にかけて、以下の手法により評価を実施しました。

- ① 全取締役を対象に、第三者機関による無記名方式のアンケートを実施
 - ✓ （１）取締役会の構成と運営、（２）経営戦略と事業戦略、
 - （３）企業倫理とリスク管理、（４）経営陣の評価と報酬、
 - （５）ステークホルダーとの関係性、の 5 つの軸で設問項目を設定
 - ✓ 各項目で 5 段階評価や自由記述による意見収集を実施

- ② 社外取締役を対象に、第三者機関による個別インタビューを実施

ーその結果、取締役会等における闊達な議論や、過去の実効性評価結果を勘案した取締役会等の運営面での継続的な改善の状況等を踏まえ、取締役会等の実効性を肯定的に評価する意見が多くみられ、当社としては、総括として、取締役会等は適切に運営され、果たすべき機能を実効的に発揮しているものと評価しています。なお、肯定的な評価の理由の例として、大型出資案件について複数回にわたる事前討議の機会が丁寧に設けられたこと、また、社長交代のプロセスにおいて指名・報酬諮問委員会による主体的関与が促進されたことなどが挙げられました。

ー他方で、アンケートおよび個別インタビューを通じて得た各取締役の意見等を踏まえ、今後、取締役会等の実効性のさらなる向上に向けて優先的に取り組むべき主な課題を次のとおり特定しています。

主な課題	主な意見等
経営課題に即した アジェンダ・ セッティングの継続	・大組織、相互会社、国内有数の機関投資家といった特性を踏まえて、社会課題への貢献や真のインクルージョンの実現等、「当社だからこそできること」に取り組むことを期待する。 ・直近の大型投資を踏まえた実効的なモニタリングの実践等が重要である。
「議長と社長の分離」 の特性を活かした 議事運営の工夫	・2025 年 4 月より取締役会長が議長を務めることとなったところ、議長が取締役会のアジェンダ設定や議事に注力し、社長が経営トップとして説明責任を果たす等、「議長と社長の分離」の特性を最大限に活かすことに期待する。
社外取締役の サクセッション・ プランの実効的運用	・社外取締役の構成につき、年齢とジェンダーの観点で多様性を高めるべき。 ・海外事業の重要性が高まる中、社内外に拘らず国際性の観点からの多様性を高めるべき。

ー上記課題への対応を含め、今後も継続的に取締役会等の実効性向上を図ってまいります。

原則 4－14. 取締役に対する支援

補充原則 4－14②

- ・当社は、取締役に対する支援の方針について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

原則 5－1. 社員との建設的な対話に関する方針

- ・当社は、総代その他の社員との対話に関する方針について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

- ・総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の概要および開催状況は、当社ホームページにて開示しています。

(総代会・総代懇談会)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

(ニッセイ懇話会)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/konwakai/>

- ・総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営は、企画総務部担当執行役員の指揮のもと、企画総務部が関係各組織と連携のうえ行います。
- ・ニッセイ懇話会でいただいた主なご意見・ご要望は、取締役会に報告しています。

2. 資本構成

- ・当社は相互会社であるため、当項目に該当する事項はありません。

3. 企業属性

決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1 兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

- ・当社は相互会社であるため、当指針はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役（監査等委員である者を除く。）の任期	1 年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
独立社外取締役に指定されている人数	7 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牛島 信	弁護士											
三浦 惺	他の会社の出身者											
富田 哲郎	他の会社の出身者											
濱田 純一	学者											
但木 敬一	弁護士											
佐藤 良二	公認会計士											
飯島 奈絵	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 当社又はその子会社の業務執行者

b. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役【相互会社のため対象外】

c. 当社の兄弟会社の業務執行者【相互会社のため対象外】

d. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）【相互会社のため対象外】

h. 当社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）【軽微なものを除く】

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）【軽微なものを除く】

k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 社外 取締役	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛島 信	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	法曹としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。
三浦 惺	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	企業経営者としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。
富田 哲郎	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	企業経営者としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。

氏名	独立 社外 取締役	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 純一	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	学識経験者としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。
但木 敬一	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	法曹としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。
佐藤 良二	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	公認会計士としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。

氏名	独立 社外 取締役	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島 奈絵	○	同氏は、【独立社外取締役関係】に記載の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。	弁護士としての幅広い経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。さらに、「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立社外取締役としています。

【監査等委員会】 **更新**

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として「監査等委員会室」を設置しています。監査等委員会室に配置された者は、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示にしたがうこととし、その人事・処遇については、監査等委員会または監査等委員会が規程により定めた監査等委員の同意を得た上で行う等、業務執行取締役からの独立性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査等委員会は、会計監査人から、監査計画、監査実施状況、監査結果等（監査上の主要な検討事項を含む。）に関して定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行う等、適正な会計監査の実施に努めています。
- ・監査等委員会は、内部監査計画および内部監査部門長（内部監査を担当する組織の部長）の人事について同意権を有するほか、内部監査部門から内部監査の実施状況・結果等についても定期的かつ必要に応じて報告を受け、必要に応じて説明または調査を指示する等、相互に連携することで、監査等委員会監査および内部監査の実効性向上に努めています。
- ・内部監査部門は、会計監査人と監査計画、監査実施状況、監査結果等について定期的に意見交換を行うことで、内部監査の実効性向上に努めています。
- ・監査等委員会、会計監査人、内部監査部門は、定期的に、三者が一堂に会する三様監査意見交換会を開催し、それぞれの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、情報・意見交換を行うことで、密接な連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	2	4	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	2	4	0	0	社外取締役

該当項目に関する補足説明

- ・指名・報酬諮問委員会は、委員長および委員の過半数を独立社外取締役（監査等委員である者を除く。）とし、取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員等の選解任等ならびに取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に関する事項について審議し、その結果を取締役に答申します。

<委員>

- ・牛島 信（委員長） ・清水 博
- ・三浦 惺 ・朝日 智司
- ・富田 哲郎
- ・濱田 純一

<開催頻度>

- ・1年間に約5回開催

<主な審議事項>

- ・取締役および執行役員等の選解任等（社長の選定を含む。）
- ・取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬制度の設計・報酬額の決定に関する事項 等

【独立社外取締役関係】

独立社外取締役の人数	7名
------------	----

その他独立社外取締役に関する事項

- ・独立社外取締役は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づき判断しています。なお、「社外取締役の独立性判断基準」は当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

【インセンティブ関係】 **更新**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

- ・取締役の報酬等は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成しています。
- ・取締役の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合に関し、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬としています。また、業績連動報酬については、経営環境や業績等を共有する観点から、全取締役に支給することとしており、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社内取締役が40%程度、社外取締役が10%程度としています。なお、業績連動退任時報酬は、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するものですが、在任期間中、役員の責任による不祥事等が発生した場合には、減額することができます。

- ・業績連動報酬の水準の決定に当たっては、保障責任の全うや安定配当等を目指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしています。なお、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能するよう、基礎利益のほか、新契約価値、お客様配当性向、ESR、お客様数、預かり資産、CO₂排出量削減等を主な指標としています。

ストックオプションの付与対象者

——

該当項目に関する補足説明

当社は相互会社であるため、ストックオプションはありません。

【取締役報酬関係】

更新

開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

- ・当社は、取締役の報酬等の総額をディスクロージャー資料および事業報告書に記載し、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

(総代会議案書)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

- ・また、取締役の報酬等の総額が1億円以上である者をディスクロージャー資料において個別に開示しており、ディスクロージャー資料は当社ホームページに掲載しています。

(ディスクロージャー資料)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/disclosure.html>

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・当社は、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針の概要について、「コーポレートガバナンス基本方針」、ディスクロージャー資料および事業報告書に記載しており、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、「コーポレートガバナンス基本方針」、ディスクロージャー資料および総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

(コーポレートガバナンス基本方針)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>

(ディスクロージャー資料)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/disclosure.html>

(総代会議案書)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

【社外取締役のサポート体制】

- ・ 当社は、社外取締役に対する支援体制について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。
<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01>
- ・ 当社は、取締役がその任務を実効的に果たすことを確保するため、取締役会、監査等委員会およびその他の会議体に対し必要な事項を適時・適切に付議するとともに、各組織の判断に基づきまたは取締役の求めに応じて、取締役に対し必要な情報の提供を行っています。
- ・ 当社は、社外取締役の当社経営に関する理解を深めるため、社外取締役に対する取締役会付議案件の事前説明および監査等委員である社外取締役に対する監査等委員会付議案件の事前説明を行っています。また、取締役会には付議されないものの社外取締役に説明を行うべきと考えられる重要案件についても、適宜、社外取締役に対する説明を行っています。
- ・ 当社は、社外取締役に対する情報の提供を円滑に行うため、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については秘書部および総合企画部が、監査等委員である社外取締役にについては監査等委員会室が、それぞれ必要な環境の整備に当たっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】 **更新**

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、 報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡本 罔衛	名誉顧問	顧客等との関係維持・拡大に向けた活動、財界・業界団体等での活動、およびこれらの活動に関する助言	非常勤、報酬有	2011 年 3 月 31 日	2026 年 7 月
筒井 義信	特別顧問	顧客等との関係維持・拡大に向けた活動、財界・業界団体等での活動、およびこれらの活動に関する助言	常勤、報酬有	2018 年 3 月 31 日	2026 年 7 月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名
--------------------------	-----

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役・取締役会＞

- ・取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、主に、経営の基本方針の決定、内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視、取締役および執行役員の職務の執行の監督、コーポレートガバナンス体制の整備ならびに代表取締役の選定および解職等の任務を遂行します。
- ・取締役会は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任します。
- ・取締役は、総代からの信任に応えるべく、その職務の執行について当社に対する善管注意義務および忠実義務があることを認識し、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行う等積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画します。
- ・取締役会は、原則として月1回以上開催します。なお、社外取締役の取締役会への出席状況については、ディスクロージャー資料および事業報告書に記載し、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、ディスクロージャー資料および総代会議案書は当社ホームページにも登載しています。

(ディスクロージャー資料)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/disclosure.html>

(総代会議案書)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

＜監査等委員会＞

- ・監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任・報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行っています。
- ・監査等委員会は、原則として月1回開催します。なお、監査等委員である社外取締役の監査等委員会への出席状況については、ディスクロージャー資料および事業報告書に記載し、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。ディスクロージャー資料および総代会議案書は当社ホームページにも登載しています。

(ディスクロージャー資料)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/disclosure.html>

(総代会議案書)

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

＜内部監査の状況＞

- ・「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として他の執行部門から独立した監査部を設置しています。監査部は、監査対象組織から独立した担当執行役員の指揮のもと、定期的な内部監査を行っています。監査結果については、経営会議、取締役会、監査等委員会および関連する委員会に報告しています。

＜会計監査の状況＞

- ・当社の会計監査人の状況については、事業報告書に記載しており、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

＜責任限定契約＞

- ・当社は、社外取締役と責任限定契約を締結しています。その概要については、事業報告書に記載しており、事業報告書は総代会議案書に掲載して開示しています。なお、総代会議案書は当社ホームページにも掲載しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・当社は、取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築、迅速かつ果断な業務執行体制の構築および取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築の観点から、監査等委員会設置会社を選択しています。
- ・当社は、取締役および執行役員等の選解任・報酬等に関する透明性および客観的な視点からの牽制を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しています。
- ・当社は、社外取締役の幅広い経験および見識を経営へ活用するため、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を設置しています。
- ・当社は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用しています。

Ⅲ. 社員その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 総代会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
総代会招集通知の早期発送	・当社は、原則として総代会の開催日の4週間以上前に招集通知を発送しています。あわせて、当社ホームページにも掲載しています。
総代会招集通知の電子化	・当社は、2024年度以降の総代会の招集通知の送付について、従来の紙での送付を基本としつつ、個別の承諾をいただいた総代に対しては、メールによる送付等の電磁的な方法により実施しています。
集中日を回避した総代会の設定	・当社の総代会は、株主総会の集中日を避けて開催しています。なお、総代会の日程は当社ホームページにも掲載しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/
電磁的方法による議決権の行使	・当社は、総代に社員の代表として総代会に出席いただいたうえ、重要事項を審議いただくことが重要であると考えており、実際の総代会においても高い出席率を確保していることから、議決権の電子行使は採用していません。
招集通知（要約）の英文での提供	・総代となり得る社員の構成に鑑み、招集通知の英訳は行っていない。
その他	・当社は、総代懇談会およびニッセイ懇話会を毎年開催し、総代懇談会では総代との幅広い対話を、ニッセイ懇話会では広く全国各地のご契約者との対話を行うことで、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の相互の連動性を高め、総代会の活性化等に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社は、情報開示に関する方針について、「コーポレートガバナンス基本方針」にて開示しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01	—
社員向けに定期的説明会を開催	・当社は、総代懇談会およびニッセイ懇話会を毎年開催し、総代懇談会にて総代への上半期業績や経営課題への対応のご報告を、ニッセイ懇話会にて広く全国各地のご契約者への当社の事業活動のご説明を行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	・当社は、アナリストや機関投資家等を対象とした決算説明会を年2回開催しています。	あり

海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	・当社は、海外投資家等を対象とした個別 IR 等を随時開 催しています。	あり
IR 資料のホームペ ージ掲載	・当社は、ディスクロージャー資料、決算情報、決算説明 会資料等を当社ホームページにて開示しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/	ー
IR に関する部署(担 当者)の設置	・総代懇談会およびニッセイ懇話会は企画総務部が、アナ リストや機関投資家等を対象とした説明会等は総合企画 部が、ディスクロージャー資料等の当社ホームページで の開示はサステナビリティ経営推進部が担当していま す。	ー

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりス テークホルダーの立 場の尊重について規 定	・当社は、「経営基本理念」や社内規程において、ステークホルダーの立場 の尊重について定めています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	・当社は、「環境憲章」を制定しており、事業活動のあらゆる分野において 環境に配慮した行動に努め、節電・省資源取組等を推進しています。 ・環境保全活動を含む CSR 活動等の具体的な取組内容は、当社ホームペー ジおよびディスクロージャー資料にて開示しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/
ステークホルダーに 対する情報提供に係 る方針等の策定	・当社は、情報開示に関する方針について、「コーポレートガバナンス基本 方針」にて開示しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/#anc01
その他	・当社は、お客様、従業員および地域社会等のステークホルダーとの協働 に関する取組について、当社ホームページおよびディスクロージャー資 料にて開示しています。 https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/

IV. 内部統制システム等に関する事項**1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

- ・当社は、業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」を策定しており、当社ホームページにて開示しています。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/hoshin.html>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も含め、一切の関係遮断に取り組むこととしています。
- ・その実現に向けた社内体制の整備として、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置しており、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓発の推進等を行っています。また、コンプライアンス統括部を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかにコンプライアンス統括部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

・当社は相互会社であるため、買収防衛策はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<総代>

・定款の定めにより、総代の任期は4年（重任限度は通算8年）、定数は現在 200 名とされています。総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

<総代会>

・総代会は、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された総代により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置付けにあり、経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行います。

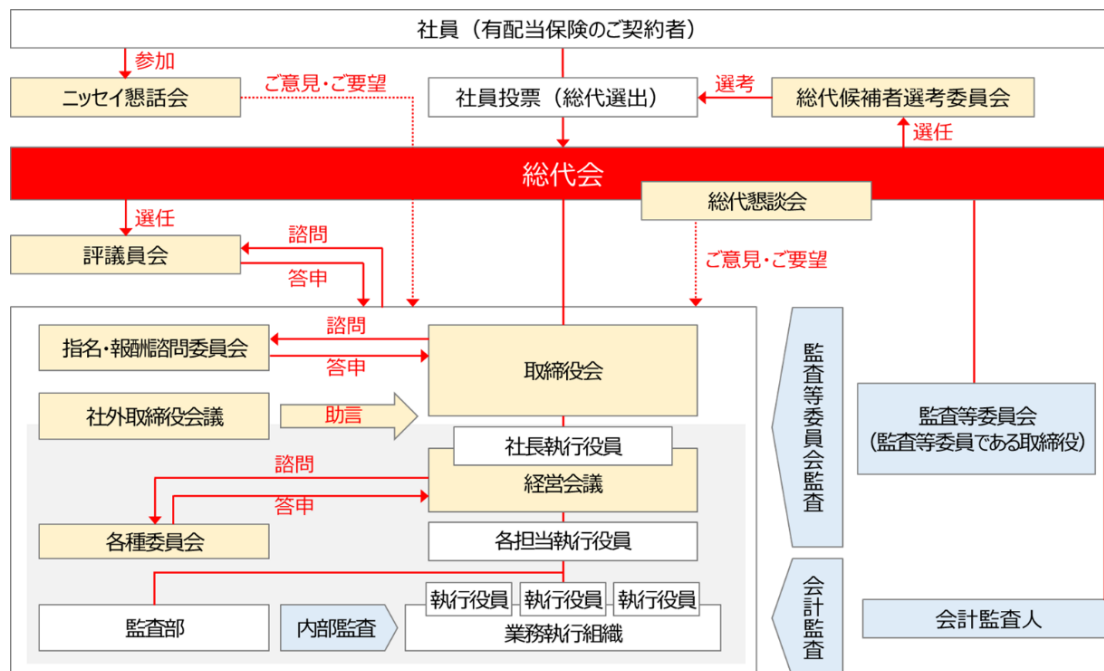
<総代候補者選考委員会>

・当社は、総代の選出にあたり、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう、全社員による社員投票を実施する方式を採用しています。総代候補者選考委員会は、社員の中から総代会で選任された選考委員で構成され、総代候補者の選考基準を定め、社員の幅広い層から候補者を選考します。総代候補者選考委員会は、会社からの独立性を確保し、候補者選考過程における公正の確保、透明性の向上に努めています。

<評議員会>

・当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を置いています。評議員は、社員または学識経験者の中から総代会で選任され、諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員からいただいた会社経営に関するご意見を審議します。これらの結果は、総代会の場で報告しています。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要】

- ・当社は、社内規程に基づき、適時開示に相当するものとして開示の対象とする可能性のある情報について、各組織が広報部に連絡し、広報部が開示の要否および内容を決定する体制を整備しています。当該体制の整備・運用状況については、内部監査部門がモニタリングしており、必要に応じてその状況等を取締役会に報告することとしています。

以上